最高を追加しよう

令和7年6月20日~7月10日

暴走族追放キャンペーン

騒音、通行妨害、交通事故の誘発、ひったくりなど街頭 犯罪への発展… 暴走行為は、悪質な危険・迷惑行為です。 警察では、県民の皆さんの安全で安心な生活、平穏な日 常を脅かす暴走族を厳しく取り締まっています。





しかし、社会から暴走族をなくすには、警察の 指導・取締りとともに、地域、家庭、学校、職場 が一体となった"暴走族を許さない環境づくり" が必要です。

県民総ぐるみで暴走族追放気運を盛り上げ、暴 走族のいない明るい社会を築きましょう。

家庭で・職場で

- 話し合いの機会を多くもうけましょう。
- 車やバイクを改造させないように しましょう。
- 夜間の外出や交友関係に注意しま しょう。
- 暴走族に入らせない・やめさせる、 暴走をさせない・見に行かせないようにしましょう。

事業者は

- 違法改造車・違法部品を売らない、 違法改造を請け負わないようにしま しょう。
- 暴走を助長する刺しゅう・ステッカー等の作成を請け負わない、売らないようにしましょう。
- 事業所の駐車場や資材置場など、 夜間の立入禁止措置や防犯カメラの 設置等の対策をしましょう。



地域で

- 暴走族のたまり場や、改造バイク、 暴走行為を発見した時は、警察に通 報しましょう。
- 家庭や学校と連携して「声かけ」 活動を積極的に推進しましょう。